

## 野々市市地域防災計画の修正概要

1. 主な修正点	修正原因															
<p>(1) <b>安否不明者の氏名等による救助活動の効率化・円滑化</b>                      ・大規模災害時に氏名等を公表することで、安否不明者の絞り込みが可能となるよう、手続き等の整備等について明記                      (第2章第17節)</p> <p>(2) <b>地震発生時の職員参集基準の変更</b>                      ・野々市市内で震度4の地震を観測した際の職員参集基準について変更                      (第4章第3節)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">(変更前)</th> <th>参集職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度3</td> <td>防災担当職員</td> </tr> <tr> <td>震度4</td> <td rowspan="2">全職員</td> </tr> <tr> <td>震度5弱以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">(変更後)</th> <th>参集職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度3</td> <td>防災担当職員</td> </tr> <tr> <td>震度4</td> <td>部課(局)長、防災担当職員、広報担当職員、施設所管課職員</td> </tr> <tr> <td>震度5弱以上</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	(変更前)	参集職員	震度3	防災担当職員	震度4	全職員	震度5弱以上	(変更後)	参集職員	震度3	防災担当職員	震度4	部課(局)長、防災担当職員、広報担当職員、施設所管課職員	震度5弱以上	全職員	<p>県計画修正に伴う修正</p> <p>市独自の修正</p>
(変更前)	参集職員															
震度3	防災担当職員															
震度4	全職員															
震度5弱以上																
(変更後)	参集職員															
震度3	防災担当職員															
震度4	部課(局)長、防災担当職員、広報担当職員、施設所管課職員															
震度5弱以上	全職員															
2. その他の修正点	修正原因															
<p>(1) 過去に災害救助法(昭和22年法律第18号)が適用された風水害等を記載                      (第1章第2節)</p> <p>(2) 風水害対策の推進                      ・流域治水協議会等を活用した流域治水の取組推進について明記                      (第2章第2節)</p> <p>(3) 予備避難所の追加                      ・「武道館」を予備避難所に追加                      (第2章第18節)</p> <p>(4) 福祉避難所の追加                      ・災害協定の締結に伴い、福祉避難所を追加                      (第2章第18節、第3章第32節、第4章第34節)</p> <p>(5) 災害協定締結先の追加                      ①福祉避難所                      特定医療法人扇翔会 南ヶ丘病院                      株式会社ニルヴァーナ ののいちの季                      医療法人社団 仁智会 金沢南ヶアハウス                      医療法人社団洋和会 あんじん                      株式会社フォルクレーベン 悠の風野々市                      株式会社白寿 白寿の里御経塚                      株式会社メビウス 七星てんとう                      社会福祉法人紫志の会 エンジェル保育園                      社会福祉法人ヴィテン ヴィテンSMCこども園                      ②人的支援、物品・資機材等の提供・貸与                      (社福)野々市市社会福祉協議会、野々市ライオンズクラブ                      (第3章第26節、第4章第29節)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>県計画修正に伴う修正</p> <p>県計画修正に伴う修正</p> <p>市独自の修正</p> <p>市独自の修正</p> <p>市独自の修正</p>															